の規定により読み替		
条		
の規定により読み替		
二条の三第一項		
付費等交付金を		
る後期高齢者支援金		
を		
一般被保険者と退職		
一の世帯に属する場		
を一般被保険者の属		
て算定した世帯別平		

第二十九条の七第三項第一号ロ(2)	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項えられた法第七十
第二十九条の七第三項第三号	被保険者に	一般被保険者に
	世帯別平等割額	世帯別平等割額（被保険者等とが同合には、当該世帯する世帯とみなし等割額）

の規定により読み替		
二条の三第一項		
一般被保険者と退職		
一の世帯に属する場		
を一般被保険者の属		
て算定した世帯別平		

に改め、同表第二十九条の七第三項第四号及び第六号の項中「第六号」を「第五号」に改め、同表第二十九条の七第三項第七号の項中「第二十九条の七第三項第七号」を「第二十九条の七第三項第六号」に改め、同表第二十九条の七第三項第八号イの項中「第二十九条の七第三項第八号イ」を「第二十九条の七第三項第七号イ」に改め、同表第二十九条の七第三項第九号の項中

第二十九条の七第三項第九号	第二十九条の七第三項第八号

に改め、同表第二十九条の七第四項第一項の項中

第七十二条の三第一項	第七十条	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十条
	第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

を

第二十九条の号ロ(2)	

に改め、同条第二項中「法第七十六条第一項の規定により退職被保険者等所属市町村が徴収する世帯主に対する」を「退職被保険者等所属市町村による法第七十六条第一項の」に改め、同項第一号中「世帯主に対する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る」を「当該」に、「第二十九条の七第四項第一項の項中

第七十二条の三第一項	附則第九条第一項の規定により読み替えられた法第七十二条の三第一項

に改め、同条第二項第二号」を「第二十九条の七第二項第二号イ」に、「同条第二項第三号中「第二十九条の七第二項第二号」を「第二十九条の七第二項第二号イ」に、「同条第二項第六号ただし書」を「同条第二項第六号ただし書」に改め、同項第四号中「第二十九条の七第二項第七号」を「第二十九条の七第二項第八号イ」に改め、同項第五号イ中「第二十九条の七第二項第九号イ」を「第二十九条の七第二項第八号イ」に改め、同号ロ中「第二十九条の七第二項第九号ロ」を「第二十九条の七第二項第八号ロ」に改め、同号ハ中「第二十九条の七第二項第九号ハ」を「第二十九条の七第二項第八号ハ」に改め、同条第三項中「法第七十六条第一項の規定により退職被保険者等所属市町村が徴収する世帯主に対する」を「退職被保険者等所属市町村による法第七十六条第一項の」に改め、同項第一号中「世帯主に対する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る」を「当該」に、「第二十九条の七第三項第二号の表の上欄」を「第二十九条の七第三項第二号イからハまで」に、「、当該世帯」を「、世帯主の世帯」に改め、同項第三号中「第二十九条の七第三項第二号」を「第二十九条の七第三項第二号イ」に、「同条第三項第六号ただし書」を「同条第三項第五号ただし書」に改め、同項第四号中「第二十九条の七第三項第七号」を「第二十九条の七第三項第六号」に改め、同項第五号イ中「第二十九条の七第三項第八号イ」を「第二十九条の七第三項第七号イ」に改め、同号ロ中「第二十九条の七第三項第八号ロ」を「第二十九条の七第三項第七号ロ」に改め、同号ハ中「第二十九条の七第三項第八号ハ」を「第二十九条の七第三項第七号ハ」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の第二十九条の七から第二十九条の八まで及び附則第四条の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三